

フランスにおける会計監査役の対会社責任（2）

内 田 千 秋

はじめに

第1章 会計監査役の民事責任

第1節 民事責任の成立要件

第2節 民事責任追及制度（以上、44巻4号）

第2章 対会社責任に関する判例法理の展開

第1節 裁判例の概要

一 責任肯定事例

二 責任否定事例（以上、本号）

第2章 対会社責任に関する判例法理の展開

会計監査役のフォートが、原告の損害を引き起こした唯一の原因とはいえないと解されてきたことは、すでに指摘した通りである（第1章第1節三1参照）⁹⁴。会社従業員または会社指揮者による会社資産の横領を看過し

94 会計監査役のフォートが原告の損害の唯一の原因とはいえないことを考慮して、判例は、ケースバイケースによりいくつかのアプローチを用いてきた。①連帯責任（responsabilité solidaire）または全部義務（obligation *in solidum*）、②責任の分配（partage de responsabilité、「担保のための呼出し」を受けた担保義務者の担保責任を認める裁判例、「被害者のフォート」があったとして部分免責を行なう裁判例がここに含まれる）、③因果関係の否

たとして、被監査会社が会計監査役の民事責任を追及する事案においても同様である。会社従業員による横領の事案においては、横領を行なった従業員はもちろん、従業員に対する監督を怠った会社指揮者も、被監査会社の被った損害の発生に寄与したといえる。被監査会社が専門会計士に会計業務・契約監査業務等を依頼している場合には、専門会計士の責任も問題となる。従業員が会社名義で違法に小切手を振り出すことにより横領を行なうケースも多いが、そうした小切手の支払いに応じた銀行の責任が追及されることもある。会社指揮者による横領の事案においても、横領を行なった会社指揮者、会計監査役、専門会計士、銀行等が被告となりうる。

このように責任を負いうる者が多いなかで、会計監査役がどのように責任を負うかが問題となる。本稿冒頭において指摘したように、判例はいく

定、④「機会の喪失」等が挙げられる。Alain COURET, Synthèse de la jurisprudence récente concernant la révocation et la responsabilité civile des commissaires aux comptes, *Petites Affiches* 9 déc. 1992, No. 148, p. 7, spéc., p. 10; GUYON, *op. cit.* (note 42), n° 390; G. RIPERT et R. ROBLOT (sous la direction de Michel GERMAIN), *Traité de droit des affaires, t. II, Les sociétés commerciales*, LGDJ, 20^e éd., 2011, n^{os} 1742 et suiv.等を参照。横領に関する対会社責任については、本章で検討するように、会計監査役の責任を認めたくて、①、②、④のアプローチを用いる事案が多い。対第三者責任の場合には、③因果関係を否定することにより責任を認めない事案が非常に多い (Cass. com., 15 juin 1993, *BCNCC* n° 93-1994, p. 94, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 1993, n° 334, note Michel JEANTIN [被監査会社の株式譲受人に対する責任])。因果関係が肯定された場合には、会計監査役は、第三者の損害につき他の関与者とともに①全部義務を負うことになる (Cass. com., 9 févr. 1988, *Bull. civ.* IV. No. 68 [被監査会社の増資引受人に対する責任、会計監査役と会社指揮者との全部義務])。「被害者のフォート」が認められる場合には②責任の分配がなされる (Cass. com., 27 sept. 2005, *BCNCC* n° 140-2005, p. 654, note Philippe MERLE [被監査会社の増資引受人に対する責任、会計監査役の部分免責])。近時、破産院商事部は対第三者責任においても、④「機会の喪失」概念を用いている (Cass. com., 24 sept. 2003, *Bull. civ.* IV. No. 136 [被監査会社の債務の保証人かつ取締役である者に対する責任])。

つかの判断枠組みを用いて、横領によって被監査会社が実際に被った損害に比べ、会計監査役 of 損害賠償責任を限定的なものとしてきた。すなわち、[1]「自らのフォート (faute personnelle)」にもとづく部分賠償、[2]「担保のための呼出し (appel en garantie)」を受けた会社指揮者の担保責任、[3]「被害者のフォート (faute de la victime)」にもとづく部分免責、[4]「機会の喪失 (perte d'une chance)」のみの賠償が認められてきた。

これらの判断枠組みのうち、[1]～[3]は、横領によって被監査会社が実際に被った損害（主として横領された額）と、会計監査役のフォートとの因果関係を認めただうえで、[1] 会計監査役に部分賠償を言いわたし（第1章第1節一2(2)参照）、あるいは、[2] 会計監査役の責任を会社指揮者に担保させることを認め（第1章第2節二2参照）、あるいは、[3] 損害の発生に被監査会社自身も寄与したとして会計監査役を部分免責する（第1章第1節三2(3)参照）ものである。これに対して[4]は、「横領を発見する機会の喪失」または「横領を終了させその継続を回避する機会の喪失」を被監査会社の損害とし、そうした「機会の喪失」と会計監査役のフォートとの因果関係を認めるものである（第1章第1節二参照）。この場合、被監査会社が被った損害は「機会の喪失」にすぎないので、損害の額は横領により被監査会社が実際に被った損害の額よりも低く評価される⁹⁵。

会計監査役のフォートが引き起こしたとされる損害の性質に着目すれば、このように、[1]～[3]と[4]の判断枠組みは大きく異なる。「機会の喪失」概念は、民事責任の普通法に関する判例法において古くから認められているが、会計監査役の民事責任について破毀院商事部が[4]を認めたのは、1999年になってからのことである（破毀院商事部1999年10月19日判決⁹⁶）。そこで本章では、第1節において横領の事案に関する裁

95 *Études juridiques, La responsabilité civile du commissaire aux comptes* (avec la collaboration de Philippe MERLE), CNCC, 2007, n° 173.

96 Cass. com., 19 oct. 1999, n° 97-13.446; *Bull. civ. IV*. No. 176; *Juris-Data*: n°

判例の概要を示したうえで、第2節では、〔1〕から〔3〕までの方法が従来どのように用いられてきたかについて、判例の変遷を明らかにする。第3節では、〔4〕を認めた破毀院商事部1999年10月19日判決の意義とその後の判例の展開を分析する。

第1節 裁判例の概要

会社従業員または会社指揮者による会社資産の横領を看過したとして被監査会社から会計監査役が提訴された事案は、以下の通りである。本節では、責任肯定事例と責任否定事例とに分類（責任否定事例はさらに、請求不受理事例とそれ以外の事例に分類）し、事件ごとに、判決公表年月日の早い順に掲げた（第一審判決の公表年月日が明らかでない場合には、控訴審判決の日付による）⁹⁷。一つの事件について、各審において判決が公表されている場合には、訴訟の経過に従い番号（①②…）を付している。証拠調べまたは仮の措置のみを命じる先行判決、あるいは本案の一部について判断しつつ証拠調べ等を命ずる混合判決がなされることがあるので、各判決について付した番号が審級と一致しない場合がある（たとえば8-②判決は先行判決であり、10-②判決は混合判決である）⁹⁸。従業員による横領

003611; *BCNCC* n° 117-2000, p. 58, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2000, n° 5, note C. RUELLAN; *D.* 2000. AJ. 50; *D.* 2001, somm. p. 624, obs. Jean-Louis NAVARRO; *Defrénois* 2000, p. 1278, note Benoît LECOURT; *Droit des sociétés* 2000, n° 13, note Dominique VIDAL; *Petites Affiches* 6 avr. 2000, p. 14, note Marie-Joseph COFFY de BOISDEFRE; *RTD com.* 2000, p. 120, note Claude CHAMPAUD et Didier DANET; *JCP E* 1999, panor. p. 1899.

97 Paris大審裁判所1993年10月21日判決（TGI Paris, 21 oct. 1993, *Juris-Data*: n° 050009）は鑑定人選任を命じるにとどまるが（先行判決）、その後の訴訟経過が明らかではなかったため、分類ができなかった。

98 先行判決（*jugement avant dire droit*）および混合判決（*jugement mixte*）について、法務大臣官房司法法制調査部編『注釈フランス新民事訴訟法典』

の事案が多くを占めるため、会社指揮者による横領の事案についてはその旨を付記している（10、20、22、否5、否6、否14、否15事件）。

なお、原告である「被監査会社」の法的形態であるが、株式会社（société anonyme）である場合が多い。会社規模にかかわらず、すべての株式会社において会計監査役の選任が義務づけられている（商法典L. 225-218条）。責任肯定事例37件のうち22件（1～9、12、13、16、18、19、21、22、25、28、30、31、33、37事件）、責任否定事例（請求不受理事例をのぞく）27件のうち16件（否1、否2、否4、否7、否8、否11～否13、否15～否17、否19、否21、否23、否24、否26事件）、請求不受理事例16件のうち8件（不2～不6、不8～不10事件）が、株式会社において会計監査役の責任が追及された事案である（80件のうち46件）。

株式会社以外に、原告を有限会社（société à responsabilité limitée）とする事案は5件（10、27、36、否10、否22事件）、略式株式会社（société par actions simplifiée）とする事案は2件（34、35事件）ある⁹⁹。また、不動産民事会社（société civile immobilière）が1件（否3事件）、不動産投資民事会社（société civile de placement immobilier）が1件（20事件）、協同組合（société coopérative）が5件（否5、否6、否20、不14、不16事件）である。判決文から原告が《société》であることは判別できるが

（法曹会、1978年）288頁以下、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』（法曹会、1993年）165頁以下参照。訳語は、中村絃一ほか監訳『フランス法律用語辞典〔第三版〕』（三省堂、2012年）によった。

99 有限会社その他の商事会社においては、一定基準を超えた場合にのみ会計監査役の選任が義務づけられる。有限会社における選任基準については、前掲（注6）参照。略式株式会社についてはこれまで、会社規模にかかわらず会計監査役の選任が義務づけられてきたが、2008年8月4日の法律第2008-776号（JO 4 oct. 2008, p. 15306）により、2営業年度にわたり貸借対照表総額100万ユーロ、売上高200万ユーロ、従業員20名の3つの基準のうち2つを超えない場合には、原則として選任が免除されることになった（商法典L. 227-9-1条、R. 227-1条）。

それ以上の法的形態が明らかでない事案も多く、責任肯定事例のうち6件(14、15、17、23、26、29事件)、責任否定事例(請求不受理事例をのぞく)のうち5件(否9、否14、否18、否25、否27事件)、請求不受理事例のうち5件(不1、不7、不11、不12、不15事件)がそうした事案である。このほか、原告が非営利団体(association)である事案が3件(11、24、32事件)、裁判上の清算手続における裁判上の受任者(mandataire judiciaire à la liquidation des entreprises)¹⁰⁰である事案が1件(不13事件)ある。

一 責任肯定事例

ここでは、会計監査役の責任を肯定した裁判例について整理した。各審において責任の有無に関する判断が異なる場合、いずれかの判決において責任が肯定された事件は、責任肯定事例に分類した。裁判所がどのような判断枠組みを用いて会計監査役の責任を限定したかについては、【 】内に示した。すでに指摘した〔1〕～〔4〕の枠組み(【自らのフォートにもとづく部分賠償】、【担保のための呼出しを受けた会社指揮者の担保責任】、【被害者のフォートにもとづく部分免責】、【機会の喪失】)のほか、【部分時効】、【回避できた横領の特定】、【専門会計士(・従業員・会社指揮者・銀行)との全部義務】等の付記をした。

【部分時効】は、会計監査役に対する民事責任追及訴権が部分的に時効とされた場合を示す(第1章第2節一2(1)参照)。横領が一定期間にわ

100 裁判上の受任者(mandataire judiciaire)は、集団手続において債権者を代表し企業の清算を行なうことを業務とする職業専門家である(商法典L. 812-1条)。事件ごとの財産管理のため、裁判受任者には特別会計を作成することが義務づけられているが、この特別会計は会計監査役による監査の対象となる(商法典R. 814-29条〔事件当時は、1985年12月29日のデクレ第85-1389号(JO 29 déc. 1985, p. 15295) 58条])。不13事件は、裁判受任者の事務所において雇用されていた従業員が当該事務所の資産を横領したため、裁判受任者が会計監査役を提訴した事案である。

たり継続して行われるケースが多いが、会計監査役のアオトがなければある時点以降の横領が回避されていたであろうとして、その時点以降の横領から生じた損害と会計監査役のアオトとの因果関係のみを認める裁判例には、【回避できた横領の特定】と付記した。また、会計監査役のアオトと「第三者の所為」（専門会計士、従業員、会社指揮者、銀行等）が被監査会社の損害の発生に寄与した場合には、会計監査役とこれらの者は全部義務を負う（第1章第1節三2（2）参照）。会計監査役の責任が限定されたとは厳密にはいえないかもしれないが、この場合につき【専門会計士（・従業員・会社指揮者・銀行）との全部義務】と付記し、裁判所がこれらの者の内部負担部分も定めた場合には、その旨も記載した。

判例法理の変遷に関する分析は第2節以降で行なうが、判例の傾向を概観すると、会計監査役制度が置かれた当初（1970年代）は、横領によって被監査会社が実際に被った損害（横領額等）のうち、【自らのアオトにもとづく部分賠償】のみが会計監査役に課されていた（1判決～）。これに対して1980年代以降、判例は、横領によって被監査会社が実際に被った損害の全部について会計監査役の責任、ないしは他の関与者との【全部義務】を認めたくえで（4判決、5-②判決～）、会計監査役により【担保のための呼出しを受けた会社指揮者による担保責任】を肯定した（4判決、6-⑤判決）。1990年代には、会社指揮者の行為を通じて被監査会社自体もその損害の発生に寄与したとして、会計監査役の責任に対して【被害者のアオトにもとづく部分免責】がなされている（7-②判決～）。また、1990年代半ばから、会計監査役に対する民事責任追及訴権の【部分時効】を認める裁判例が増えている（12-①判決、15判決～）。1990年代後半からは、会計監査役のアオトが引き起こした損害を、横領を発見または終了させる【機会の喪失】とする下級審裁判例が見られるようになり（10-③判決、20-②判決）、破毀院商事部も1999年10月19日判決（10-④判決）において、【機会の喪失】概念に依拠することを認めている。

1999年の破毀院商事部判決後しばらくは、横領によって被監査会社が

実際に被った損害と会計監査役のフォートとの因果関係を認めたとうえで【被害者のフォートにもとづく部分免責】を行なう従来型の裁判例 (23-③判決～) と、【機会の喪失】概念に依拠する裁判例 (26-②判決～) とに分かれていたが、2000年代後半以降は、後者の裁判例が多くを占めるようになった。もっとも最近の裁判例は、横領を発見または終了させる【機会の喪失】という損害の発生に、専門会計士や会社指揮者 (ひいては被監査会社) のフォートも寄与したとして、【機会の喪失】からなる損害について会計監査役と専門会計士の【全部義務】を言いわたし、あるいは【被害者のフォートにもとづく部分免責】を行なっている (26-②判決～)。【部分時効】が認められる場合も含めれば、現在の判例は、会計監査役の責任を限定するためにこれまで確立されてきた方法を幾重にも用いて、会計監査役の責任の限定を行なうに至っている。

[1事件] Paris大審裁判所1973年1月6日判決【自らのフォートにもとづく部分賠償】¹⁰¹

[2事件] ①Paris大審裁判所1974年11月27日判決【自らのフォートにもとづく部分賠償】・②Paris控訴院1976年1月6日判決 (①判決維持)¹⁰²

[3事件] ①Paris大審裁判所1977年6月20日判決【部分的責任】・②Paris控訴院1979年10月16日判決【回避できた横領の特定】・③破毀院商事部1981年11月16日判決 (②判決維持)¹⁰³

101 TGI Paris, 6 janv. 1973, *op. cit.* (note 26).

102 TGI Paris, 27 nov. 1974, *BCNCC* n° 21-1976, p. 36; CA Paris, 6 janv. 1976, *Juris-Data*: n° 615040; *BCNCC* n° 21-1976, p. 38; *RTD. com.* 1976. 563, obs. Roger HOUIN.

103 TGI Paris, 20 juin 1977; CA Paris, 16 oct. 1979, *Juris-Data*: n° 615036;

- [4事件] Lyon大審裁判所1981年1月14日判決【専門会計士との全部義務〔負担部分の決定〕、担保のための呼出しを受けた会社指揮者の担保責任】¹⁰⁴
- [5事件] ①Paris大審裁判所1981年7月6日判決（責任否定）・②Paris控訴院1983年9月29日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士・銀行との全部義務〔負担部分の決定〕】¹⁰⁵
- [6事件] ①Bordeaux大審裁判所1983年9月27日判決【自らのフォートにもとづく部分賠償、専門会計士・（担保のための呼出しを受けた）会社指揮者との全部義務】・②Bordeaux控訴院1986年3月24日判決（担保のための呼出し認めず、鑑定人選任）・③破毀院商事部1988年1月19日判決（担保のための呼出しを認めなかった点につき②判決を破毀移送）・④Toulouse控訴院1990年4月23日判決（会社指揮者の責任肯定＋鑑定人選任）・⑤Bordeaux控訴院1990年10月17日判決【自らのフォートにもとづく部分賠償、専門会計士との全部義務、担保のための呼出しを受けた会社指揮者の担保責任】¹⁰⁶

BCNCC n° 42-1981, p. 213; *D.* 1980. IR. 420; *Gaz. Pal.* 1980. I. 268, note A. P. S.; *Rev. Sociétés* 1980. 715, note Emmanuel DU PONTAVICE; *JCP* 1980. II. 19321, note Yves GUYON; Cass. com., 16 nov. 1981, *Juris-Data*: n° 799171; *BCNCC* n° 45-1982, p. 66; *Rev. Sociétés* 1982. 532.

104 TGI Lyon, 14 janv. 1981, *Juris-Data*: n° 763706; *BCNCC* n° 42-1981, p. 230.

105 TGI Paris, 6 juill. 1981, *BCNCC* n° 43-1981, p. 363; CA Paris, 29 sept. 1983, *Juris-Data*: n° 601387; *op. cit.* (note 36).

106 TGI Bordeaux, 27 sept. 1983, *Juris-Data*: n° 000919; *BCNCC* n° 54-1984, p. 216, note Emmanuel DU PONTAVICE; CA Bordeaux, 24 mars 1986, *BCNCC* n° 63-1986, p. 294, note Emmanuel DU PONTAVICE; Cass. com., 19 janv. 1988, n° 86-14.063; *op. cit.* (note 12); CA Toulouse, 23 avr. 1990; CA Bordeaux, 17

[7事件] ①Paris大審裁判所1988年5月17日判決 (責任否定)・②Paris控訴院1990年1月25日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務〔負担部分の決定〕】・③破毀院商事部1992年3月10日判決 (②判決維持)¹⁰⁷

[8事件] ①Charleville-Mézières大審裁判所1991年1月18日判決 (責任否定)・②Reims控訴院1991年9月16日判決 (鑑定人選任)・③Reims控訴院1996年7月31日判決【機会の喪失、回避できた横領の特定、被害者のフォートにもとづく部分免責】・④破毀院商事部1999年10月19日判決 (回避できた横領に責任を限定した点につき③判決を破毀移送)¹⁰⁸

[9事件] ①判決 (判決年月日不明)・②Metz控訴院1991年1月29日判決・③Metz控訴院1995年11月16日判決【専門会計士との全部義務】・④破毀院第一民事部1998年5月5日判決 (③判決維持)¹⁰⁹

[10事件－会社指揮者による横領] ①Paris大審裁判所1992年10月21日判

oct. 1990, *Juris-Data*: n° 048511; *op. cit.* (note 92).

107 TGI Paris, 17 mai 1988; CA Paris, 25 janv. 1990, *Juris-Data*: n° 020447; Cass. com., 10 mars 1992, n° 90-13.701.

108 TGI Charleville-Mézières, 18 janv. 1991; CA Reims, 16 sept. 1991; CA Reims, 31 juill. 1996, *Juris-Data*: n° 049341; *BCNCC* n° 103-1996, p. 482, note Philippe MERLE; Cass. com., 19 oct. 1999, n° 96-20.687; *Bull. civ. IV*. No. 179; *Juris-Data*: n° 003605; *BCNCC* n° 117-2000, p. 60, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2000, n° 6, note François PASQUALINI et Valeria PASQUALINI-SALERNO; *D.* 2001. somm. p. 623, obs. Jean-Louis NAVARRO; *Droit des sociétés* 2000, n° 12, comm. Dominique VIDAL; *RJDA* 1/00, n° 36; *RTD. com* 2000, p. 119, note Claude CHAMPAUD et Didier DANET; *JCP E* 1999, panor. p. 1899.

109 CA Metz, 29 janv. 1991; CA Metz, 16 nov. 1995; Cass. civ. 1^{re}, 5 mai 1998, n° 96-12.530.

決【部分的責任】・②Paris控訴院1994年6月30日判決（責任肯定＋鑑定人選任）・③Paris控訴院1997年2月7日判決【機会の喪失】・④破毀院商事部1999年10月19日判決（③判決維持）¹¹⁰

[11事件] ①Orléans商事裁判所1992年11月25日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責】・②Orléans控訴院1995年4月19日判決【回避できた横領の特定、被害者のフォートにもとづく部分免責】¹¹¹

[12事件] ①Paris大審裁判所1993年6月8日判決【部分時効、被害者のフォートにもとづく全部免責・部分免責、認可会計士・銀行との全部義務〔負担部分の決定〕】・②Paris控訴院1995年5月3日判決（①判決維持）¹¹²

[13事件] Paris大審裁判所1993年12月15日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責】¹¹³

[14事件] ①Rennes大審裁判所1995年3月15日判決（責任肯定＋鑑定人選任）・②Rennes大審裁判所2000年5月17日判決【横領額の半分】・③Rennes控訴院2002年10月1日判決（部分時効、責任否

110 TGI Paris, 21 oct. 1992, *Juris-Data*: n° 048488; CA Paris, 30 juin 1994, *Juris-Data*: n° 603022; *op. cit.* (note 12); *BRDA* 97/5, p. 6; CA Paris, 7 févr. 1997, *Juris-Data*: n° 600238; *BCNCC* n° 106-1997, p. 257, note Philippe MERLE; *Bull Joly Sociétés* 1997, n° 182, note François PASQUALINI et Valeria PASQUALINI-SALERNO; *D.* 1997. IR. 61; Cass. com., 19 oct. 1999, *op. cit.* (note 96).

111 Trib. com. Orléans, 25 nov. 1992; CA Orléans, 19 avr. 1995, *op. cit.* (note 17).

112 TGI Paris, 8 juin 1993; CA Paris, 3 mai 1995, *Juris-Data*: n° 021282.

113 TGI Paris, 15 déc. 1993, *BCNCC* n° 94-1994, p. 277, obs. Philippe MERLE.

定)・④破毀院商事部2005年6月28日判決 (③判決維持)¹¹⁴

[15事件] Valence大審裁判所1996年1月16日判決【部分時効、専門会計士との全部義務】¹¹⁵

[16事件] ①判決 (判決年月日不明)・②Grenoble控訴院1997年1月28日判決【専門会計士との全部義務】・③破毀院商事部2000年10月24日判決 (会計監査役の責任につき②判決維持)¹¹⁶

[17事件] ①Paris大審裁判所1997年2月12日判決【専門会計士との全部義務】・②Paris控訴院1999年5月4日判決 (①判決維持)・③破毀院第一民事部2001年12月11日判決 (二重賠償を認めたとして②判決を破毀移送)・④Amiens控訴院2003年9月8日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務】・⑤破毀院商事部2005年7月12日判決 (④判決維持)¹¹⁷

[18事件] Paris商事裁判所1997年9月22日判決【部分時効、被害者の

114 TGI Rennes, 15 mars 1995; TGI Rennes, 17 mai 2000; CA Rennes, 1^{er} oct. 2002; Cass. com., 28 juin 2005, n° 03-11.207; *RJDA* 2/06, n° 159.

115 TGI Valence, 16 janv. 1996, *op. cit.* (note 75).

116 CA Grenoble, 28 janv. 1997; Cass. com., 24 oct. 2000, n° 98-10.702; *Bull. civ.* IV. No. 160; *Juris-Data*: n° 2000-006357; *BCNCC* n° 120-2000, p. 542, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2001, n° 3, note Jean-François BARBIÈRE; *JCP E* 2001. 611, n° 7, obs. François PASQUALINI et Valeria PASQUALINI-SALERNO; *JCP E* 2002. I. 319, n° 30, obs. Jean-Louis NAVARRO. なお16-③判決は、専門会計士の責任の範囲について16-②判決を破毀、移送した。

117 TGI Paris, 12 févr. 1997, *BCNCC* n° 107-1997, p. 415, note Philippe MERLE; CA Paris, 4 mai 1999; Cass. civ. 1^{re}, 11 déc. 2001, n° 99-16.298; CA Amiens, 8 sept. 2003, *BCNCC* n° 131-2003, p. 469, note Philippe MERLE; Cass. com., 12 juill. 2005, n° 04-10.536.

フォートにもとづく部分免責】¹¹⁸

[19事件] ①Paris大審裁判所1997年9月29日判決(責任否定)・②Paris控訴院2000年2月23日判決(鑑定人選任)・③Paris控訴院2003年5月14日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責】・④破毀院商事部2005年11月22日判決(③判決維持)¹¹⁹

[20事件-会社指揮者による横領] ①判決(判決年月日不明)・②Lyon控訴院1997年11月6日判決【機会の喪失】¹²⁰

[21事件] ①Evreux大審裁判所1998年2月6日判決(鑑定人選任)・②Evreux大審裁判所2001年3月2日判決【部分時効、従業員・専門会計士との全部義務】・③Rouen控訴院2004年9月29日判決【部分時効、機会の喪失、従業員・専門会計士との全部義務】¹²¹

[22事件-会社指揮者による横領] ①Paris大審裁判所1998年5月13日判決【部分時効】・②Paris控訴院1999年10月6日判決(①判決維

118 Trib. com. Paris, 22 sept. 1997, *Juris-Data*: n° 049341; *Gaz. Pal.* 1998, 2, somm. p. 464.

119 TGI Paris, 29 sept. 1997; CA Paris 23 févr. 2000; CA Paris, 14 mai 2003, *Juris-Data*: n° 2003-215747; *Bull. Joly Sociétés* 2003, n° 263, note Philippe MERLE; *JCP E* 2004, 601, n° 8, obs. Jean-Jacques CAUSSAIN, Florence DEBOISSY et Guillaume WICKER; Cass. com., 22 nov. 2005, n° 03-16.548; *Juris-Data*: n° 2005-030930; *Droit des sociétés* 2006, n° 58, comm. Henri HOVASSE.

120 CA Lyon, 6 nov. 1997, *BCNCC* n° 108-1997, p. 525, obs. Philippe MERLE.

121 TGI Evreux, 6 févr. 1998; TGI Evreux, 2 mars 2001; CA Rouen, 29 sept. 2004, *Juris-Data*: n° 2004-255362; *BRDA* 4/05, n° 6; *D. Affaires* 2005, p. 1951, note Jean-Louis NAVARRO; *RJDA* 4/05, n° 404; *JCP E* 2005, 1324, n° 11, obs. Jean-Louis NAVARRO.

持)・③破毀院商事部2002年12月17日判決(②判決維持)・④ Paris大審裁判所2001年9月19日判決【部分時効】・⑤Paris控訴院2003年6月2日判決(④判決の判断枠組み維持、ただし賠償額減額)¹²²

[23事件] ①判決(判決年月日不明)(責任否定)・②Aix-en-Provence控訴院1998年9月3日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務〔負担部分の決定〕】・③破毀院商事部2002年1月15日判決(②判決維持)¹²³

[24事件] Créteil大審裁判所1999年10月27日判決【部分時効、機会の喪失、被害者のフォートにもとづく部分免責、従業員との全部義務】¹²⁴

[25事件] ①判決(判決年月日不明)・②Aix-en-Provence控訴院2000年10月17日判決【取引所会社との全部義務】・③破毀院商事部

122 TGI Paris, 13 mai 1998, *BCNCC* n° 112-1998, p. 593; CA Paris, 6 oct. 1999, *Juris-Data*: n° 111533; *Bull. Joly Sociétés* 2000, n° 4, note François PASQUALINI et Valeria PASQUALINI-SALERNO; *RTD com.* 2000, p. 122; Cass. com., 17 déc. 2002, n° 99-21553; *Bull. civ.* IV. No. 201; *Juris-Data*: n° 2002-017042; *BCNCC* n° 129-2003, p. 135, note Philippe MERLE; *BRDA* 10/03, n° 3; *Bull Joly Sociétés* 2003, n° 56; *RJDA* 7/03, n° 732; *JCP E* 2003, panor. 254; *JCP E* 2003. 1028, n° 12, obs. Jean-Louis NAVARRO; *JCP E* 2004. 249, n° 22, obs. Jean-Louis NAVARRO; TGI Paris, 19 sept. 2001; CA Paris, 2 juin 2003, *Juris-Data*: n° 2003-215784; *RJDA* 4/04, n° 434; *JCP E* 2003. 1382.

123 CA Aix-en-Provence, 3 sept. 1998; Cass. com., 15 janv. 2002, n° 98-21831; *Juris-Data*: n° 2002-012710; *op. cit.* (note 65); *Droit des sociétés* 2002, n° 94, comm. Dominique VIDAL; *RJDA* 6/02, n° 650; *JCP E* 2002. 916, n° 12, obs. François PASQUALINI.

124 TGI Créteil, 27 oct. 1999, *Gaz. Pal. rec.* 2000, somm. p. 393.

2002年12月3日判決（会計監査役の責任につき②判決維持）¹²⁵

[26事件] ①判決（判決年月日不明）・②Paris控訴院2002年3月18日判決【部分時効、機会の喪失、被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務〔負担部分の決定〕】¹²⁶

[27事件] ①Strasbourg大審裁判所2003年2月11日判決【部分時効、専門会計士との全部義務、担保のための呼出しを受けた会社指揮者の担保責任】・②Colmar控訴院2008年6月3日判決（①判決の判断枠組み維持、ただし賠償額減額）¹²⁷

[28事件] ①Saint-Etienne大審裁判所2003年4月2日判決【機会の喪失】・②Lyon控訴院2004年12月2日判決（責任否定）・③破毀院商事部2006年6月20日判決（②判決を破毀移送）・④Lyon控訴院2008年1月15日判決【機会の喪失、専門会計士との全部義務】¹²⁸

[29事件] ①Paris大審裁判所2004年6月30日判決（鑑定人選任）・②Paris大審裁判所2008年5月27日判決【機会の喪失】・③Paris控訴院

125 CA Aix-en-Provence, 17 oct. 2000; Cass. com., 3 déc. 2002, n° 01-00.641; *Juris-Data*: n° 2002-016944. 25事件では、横領者が、取引所会社（société de bourse）に開設した自己の取引口座に横領資金を振り込んでいたが、振込額の異常性を看過したとして取引所会社も被告とされた。25-③判決は、25-②判決を破毀し、取引所会社の賠償額を増額した。

126 CA Paris, 18 mars 2002, *BCNCC* n° 126-2002, p. 239, note Philippe MERLE; *Rev. Sociétés* 2002. 576, obs. Yves GUYON.

127 TGI Strasbourg, 11 févr. 2003; CA Colmar, 3 juin 2008, N° de RG: 03/02252.

128 TGI Saint-Etienne, 2 avr. 2003; CA Lyon, 2 déc. 2004; Cass. com., 20 juin 2006, n° 05-11.454; CA Lyon, 15 janv. 2008, N° de RG: 06/04824.

2010年1月12日判決 (全部時効)¹²⁹

[30事件] ①Tours大審裁判所2005年3月3日判決 (部分時効、責任否定)・②Orléans控訴院2006年11月16日判決【部分時効、被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務】・③破毀院商事部2008年11月4日判決 (②判決維持)¹³⁰

[31事件] ①Paris大審裁判所2005年9月6日判決・②Paris控訴院2007年6月5日判決【被害者のフォートにもとづく部分免責】・③破毀院商事部2008年10月21日判決 (②判決維持)¹³¹

[32事件] ①Saintes大審裁判所2006年5月2日判決 (責任否定)・②Poitiers控訴院2009年3月24日判決【部分時効、機会の喪失、専門会計士との連帯責任】¹³²

[33事件] ①Niort大審裁判所2009年6月22日判決【部分時効、機会の喪失、担保のための呼出しを受けた従業員による担保責任】・②Poitiers控訴院2011年5月4日判決 (①判決維持)¹³³

129 TGI Paris, 30 juin 2004; TGI Paris, 27 mai 2008; CA Paris, 12 janv. 2010, *Juris-Data*: n° 2010-001065.

130 TGI Tours, 3 mars 2005; CA Orléans, 16 nov. 2006, N° de RG: 415; Cass. com., 4 nov. 2008, n° 07-10.152; *Juris-Data*: n° 2008-045749.

131 TGI Paris, 6 sept. 2005; CA Paris, 5 juin 2007, *Juris-Data*: n° 2007-341077, *BRDA* 22/07, n° 6; *RJDA* 2/08, n° 159; *JCP E* 2008. 2265, n° 16, obs. Jean-Louis NAVARRO; Cass. com., 21 oct. 2008, n° 07-17.464; *Bull. Joly Sociétés* 2009, n° 51, note Jean-François BARBIÈRE; *JCP E* 2008, panor. 2478.

132 TGI Saintes, 2 mai 2006; CA Poitiers, 24 mars 2009, *Juris-Data*: n° 2009-017936.

133 TGI Niort, 22 juin 2009; CA Poitiers, 4 mai 2011, *Juris-Data*: n° 2011-

[34事件] ①判決（判決年月日不明）・②Paris控訴院2010年10月19日判決【部分時効、機会の喪失、専門会計士との全部義務〔負担部分の決定〕】・③破毀院商事部2012年1月17日判決（②判決維持）¹³⁴

[35事件] ①Paris商事裁判所2012年1月12日判決・②Paris控訴院2013年4月16日判決【部分時効、機会の喪失、被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士との全部義務】¹³⁵

[36事件] Toulouse大審裁判所2012年7月6日判決【機会の喪失、被害者のフォートにもとづく部分免責、専門会計士・銀行との全部義務〔負担部分の決定〕】¹³⁶

[37事件] Paris大審裁判所2012年11月27日判決【部分時効、機会の喪失、専門会計士との全部義務】¹³⁷

二 責任否定事例

フォート、損害、因果関係の責任要件のいずれかが満たされなかった場合、会計監査役の責任は否定される。会計監査役に対する民事責任追及訴

024391.

134 CA Paris, 19 oct. 2010, *Bull. Joly Sociétés* 2011, n° 15, note Jean-François BARBIÈRE; Cass. com., 17 janv. 2012, n° 10-28.668; *Juris-Data*: n° 2012-000368; *RCA* n° 4, avr. 2012, comm. 112; *Rev. Sociétés* 2013, p. 43, note Thierry GRANIER.

135 Trib. com. Paris, 12 janv. 2012; CA Paris, 16 avr. 2013, *Juris-Data*: n° 2013-007998.

136 TGI Toulouse, 6 juill. 2012, *BCNCC* n° 168-2012, p. 685, note Philippe MERLE.

137 TGI Paris, 27 nov. 2012, *BCNCC* n° 168-2012, p. 694, note Philippe MERLE.

権の部分時効が認められ、時効の対象とならなかった期間に係る責任についても責任要件のいずれかが満たされなかったとして、責任が否定される事案もある。会計監査役に対する民事責任追及訴権がすべて消滅時効にかかり、請求不受理となる場合もある。以下では、責任要件につき判断されたうえで会計監査役の責任が否定された事例（部分時効が認められた場合も含む）と、全部時効により請求が受理されなかった事例とに区別して整理した。

1 責任要件が満たされなかった事例

横領の事案では、会計監査役のフォートが認定されれば因果関係も認定されやすい（第1章第1節3参照）。そのため、フォートは肯定されたが因果関係が否定されたことにより責任が認められなかったという事案は少数であり、責任否定事例の大部分は、フォートが認定されなかったことによるものである。

責任肯定事例と合わせて裁判例を概観すると、1980年代以降、この種の事案に関する公表裁判例が増加している。責任肯定事例と比べると1980年代は責任否定事例の方が多い（4～6事件と否2～否10事件とを比較）。この当時、下級審において会計監査役の任務を手段債務とする考え方が採用され始めたため（横領を看過したことによって直ちに責任を負うのではなく、会計監査役としての通常の注意義務を果たさなかった場合にフォートが認められる）¹³⁸、フォートを否定する裁判例が多く公表されたのであろう（第1章第1節1参照）。1990年代以降は責任を肯定したうえで責任を限定する裁判例の割合が増えたが（7事件以降と否11事件以降とを比較）、職業規範の公表により会計監査役の注意義務が明確化され、フォートが認定されやすくなったことによるものと思われる。

138 判例におけるフォートの判断枠組みの変遷について、拙稿（3）・前掲（注1）112頁以下参照。

なお、ここでは、【被害者のフォートにもとづく全部免責】と【部分時効】が認められた場合に、その旨を付記した。「被害者のフォート」が損害のもっぱらの原因と認められる場合には、会計監査役のフォートがあったとしても損害との因果関係が切断され、会計監査役の全部免責が認められる（第1章第1節三2（3）参照）。また、1990年代後半から【部分時効】を認める裁判例が登場している。部分時効の対象とならなかった期間につき責任要件を満たさなかったとして責任が否定された事案について、【部分時効、責任否定】と表記した。

〔否 1事件〕 ①Nantes大審裁判所1974年2月28日判決・②Rennes控訴院1975年5月27日判決¹³⁹

〔否 2事件〕 ①Marseille大審裁判所1982年3月16日判決・②Aix-en-Provence控訴院1985年6月7日判決・③破毀院第一民事部1987年5月19日判決¹⁴⁰

〔否 3事件〕 Paris大審裁判所1983年2月7日判決¹⁴¹

〔否 4事件〕 ①Lyon大審裁判所1984年12月19日判決・②Lyon控訴院1986年11月27日判決¹⁴²

139 TGI Nantes, 28 févr. 1974; CA Rennes, 27 mai 1975, *BCNCC* n° 18-1975, p. 175; *Gaz. Pal.* 1975. 2. 525, note A. P. S.; *Rev. Sociétés* 1976. 120, note Yves GUYON; *RTD com.* 1976. 562, obs. Roger HOUIN.

140 TGI Marseille, 16 mars 1982, *BCNCC* n° 46-1982, p. 170; CA Aix-en-Provence, 7 juin 1985, *BCNCC* n° 60-1985, p. 487, note Emmanuel DU PONTAVICE; Cass. civ. 1^{re}, 19 mai 1987, *op. cit.* (note 45).

141 TGI Paris, 7 févr. 1983, *Juris-Data*: n° 000900; *BCNCC* n° 50-1983, p. 230.

142 TGI Lyon, 19 déc. 1984, *Juris-Data*: n° 000749; *BCNCC* n° 58-1985, p. 224, note Emmanuel DU PONTAVICE; CA Lyon, 27 nov. 1986, *BCNCC* n° 66-1987, p.

〔否 5事件－被監査協同組合の受任者会社の業務執行者による横領〕 Albi
大審裁判所1986年3月19日判決¹⁴³

〔否 6事件－被監査協同組合の受任者会社による横領〕 Toulouse大審裁判
所1986年6月9日判決¹⁴⁴

〔否 7事件〕 ①Grenoble大審裁判所1986年10月9日判決・②Grenoble控
訴院1989年3月7日判決¹⁴⁵

〔否 8事件〕 ①判決（判決年月日不明）・②Aix-en-Provence控訴院1987年
5月13日判決・③破毀院商事部1989年1月10日判決¹⁴⁶

〔否 9事件〕 Lille大審裁判所1988年11月30日判決¹⁴⁷

〔否 10事件〕 ①Nanterre大審裁判所1989年6月7日判決・②Versailles控
訴院1991年3月28日判決¹⁴⁸

〔否 11事件〕 Aurillac大審裁判所1990年11月20日判決¹⁴⁹

220, note Emmanuel DU PONTAVICE.

143 TGI Albi, 19 mars 1986, *BCNCC* n° 65-1987, p. 76, note Emmanuel DU PONTAVICE.

144 TGI Toulouse, 9 juin 1986, *BCNCC* n° 64-1986, p. 415, note Emmanuel DU PONTAVICE.

145 TGI Grenoble, 9 oct. 1986; CA Grenoble, 7 mars 1989, *BCNCC* n° 75-1989, p. 356.

146 CA Aix-en-Provence, 13 mai 1987; Cass. com., 10 janv. 1989, n° 87-15.779.

147 TGI Lille, 30 nov. 1988, *BCNCC* n° 73-1989, p. 98.

148 TGI Nanterre, 7 juin 1989, *BCNCC* n° 76-1989, p. 478; CA Versailles, 28 mars 1991, *Juris-Data*: n° 041542.

149 TGI Aurillac, 20 nov. 1990, *BCNCC* n° 82-1991, p. 236.

〔否12事件〕①Paris大審裁判所1995年10月27日判決・②Paris控訴院1999年2月12日判決【部分時効、責任否定】¹⁵⁰

〔否13事件〕①判決（判決年月日不明）・②Metz控訴院1997年1月28日判決・③破毀院商事部2000年10月24日判決¹⁵¹

〔否14事件－会社指揮者による横領〕Dijon大審裁判所1998年7月6日判決¹⁵²

〔否15事件－会社指揮者による横領〕①Nanterre大審裁判所1998年11月4日判決【部分時効、責任否定】・②Versailles控訴院2002年11月7日判決（①判決維持）・③破毀院商事部2004年11月3日判決（②判決維持）¹⁵³

〔否16事件〕①Paris大審裁判所1999年6月7日判決・②Paris控訴院2000年11月15日判決【被害者のフォートにもとづく全部免責】・③破毀院商事部2004年12月14日判決（②判決維持）¹⁵⁴

150 TGI Paris, 27 oct. 1995; CA Paris, 12 févr. 1999, *Juris-Data*: n° 020257; *Bull. Joly Sociétés* 1999, n° 134, note Jean-François BARBIÈRI; *D.* 2001. somm. p. 624, obs. Jean-Louis NAVARRO; *RTD com.* 2000, p. 122.

151 CA Metz, 28 janv. 1997; Cass. com., 24 oct. 2000, n° 97-15.719.

152 TGI Dijon, 6 juill. 1998, *BCNCC* n° 112-1998, p. 594.

153 TGI Nanterre, 4 nov. 1998, *BCNCC* n° 113-1999, p. 140, note Philippe MERLE; CA Versailles, 7 nov. 2002, *BCNCC* n° 128-2002, p. 580; Cass. com., 3 nov. 2004, n° 03-11.169; *Juris-Data*: n° 2004-025483.

154 TGI Paris, 7 juin 1999; CA Paris, 15 nov. 2000, *BCNCC* n° 120-2000, p. 546, note Philippe MERLE; *Rev. Sociétés* 2001. 133, obs. Yves GUYON; *JCP E* 2002. I. 319, n° 36, obs. Jean-Louis NAVARRO; Cass. com., 14 déc. 2004, n° 01-02.511; *Juris-Data*: n° 2004-026295; *op. cit.* (note 66); *RJDA* 5/05, n° 578.

[否17事件] ①Paris大審裁判所1999年12月14日判決・②Paris控訴院
2001年3月21日判決【部分時効、責任否定】¹⁵⁵

[否18事件] Epinal大審裁判所2000年3月23日判決¹⁵⁶

[否19事件] ①Rennes大審裁判所2003年9月24日判決【部分時効、責任
否定】・②Rennes控訴院2005年9月16日判決【全部時効】¹⁵⁷

[否20事件] ①Privas大審裁判所2003年11月7日判決【部分時効、責任否
定】・②Nimes控訴院2007年1月9日判決 (①判決維持)¹⁵⁸

[否21事件] ①Marseille大審裁判所2004年7月8日判決・②Aix-en-
Provence控訴院2008年3月6日判決¹⁵⁹

[否22事件] ①Bordeaux商事裁判所2006年4月4日判決・②Bordeaux控
訴院2007年6月4日判決【被害者のフォートにもとづく全部
免責】・③破毀院商事部2009年3月3日判決 (②判決維持)¹⁶⁰

155 TGI Paris, 14 déc. 1999; CA Paris, 21 mars 2001, *Juris-Data*: n° 2001-162157.

156 TGI Epinal, 23 mars 2000, *BCNCC* n° 118-2000, p. 220, obs. Philippe MERLE.

157 TGI Rennes, 24 sept. 2003; CA Rennes, 16 sept. 2005, *BCNCC* n° 139-2005, p. 447, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2005, n° 293, note Philippe MERLE; *RJDA* 4/06, n° 421; *JCP E* 2006. 2508, n° 11, obs. Jean-Louis NAVARRO.

158 TGI Privas, 7 nov. 2003; CA Nimes, 9 janv. 2007, *Juris-Data*: n° 2007-340963.

159 TGI Marseille, 8 juill. 2004; CA Aix-en-Provence, 6 mars 2008, *Juris-Data*: n° 2008-373576.

160 Trib. com. Bordeaux, 4 avr. 2006; CA Bordeaux, 4 juin 2007, *BCNCC* n° 148-2007, p. 595, note Philippe MERLE; Cass. com., 3 mars 2009, n° 07-18.614; *BCNCC* n° 154-2009, p. 377, note Philippe MERLE; *D.* 2009. 2786, note

〔否23事件〕①Lille大審裁判所2009年1月29日判決【部分時効、責任否定】・②Douai控訴院2011年1月13日判決（①判決維持）¹⁶¹

〔否24事件〕①判決（判決年月日不明）・②Versailles控訴院2011年2月10日判決【部分時効、責任否定】¹⁶²

〔否25事件〕Paris大審裁判所2012年1月10日判決¹⁶³

〔否26事件〕Aix-en-Provence大審裁判所2013年2月7日判決¹⁶⁴

〔否27事件〕Brest商事裁判所2013年5月31日判決【被害者のフォートにもとづく全部免責】¹⁶⁵

2 請求不受理事例

ここでは、会計監査役に対する民事責任追及訴権が時効によりすべて消滅し、請求不受理となった事例を掲げる。1990年代半ば以降、全部時効であれ部分時効であれ、消滅時効を認める裁判例が増加しており、2000年代以降も同様といえる。ここに掲げた裁判例の中には、会計監査役に対する請求を全部時効により不受理としつつも、他の被告である専門会計

Augustin ROBERT; *RJDA* 5/09, n° 448.

161 TGI Lille, 29 janv. 2009; CA Douai, 13 janv. 2011, *BCNCC* n° 162-2011, p. 251, note Philippe MERLE.

162 CA Versailles, 10 févr. 2011, *BCNCC* n° 163-2011, p. 556, note Philippe MERLE.

163 TGI Paris, 10 janv. 2012, *BCNCC* n° 165-2012, p. 125, note Philippe MERLE.

164 TGI Aix-en-Provence, 7 févr. 2013, *BCNCC* n° 169-2013, p. 84, note Philippe MERLE.

165 Trib. com. Brest, 31 mai 2013, *BCNCC* n° 171-2013, p. 466, note Philippe MERLE.

士、従業員、銀行等の責任を肯定したものも多い。訴訟不受理事由 (fin de non-recevoir)¹⁶⁶として消滅時効を主張することは、一で指摘した各種の責任限定方法とならんで、会計監査役にとっての有効な防御方法となっている¹⁶⁷。

[不 1事件] Paris大審裁判所1984年3月27日判決¹⁶⁸

[不 2事件] Paris大審裁判所1988年5月11日判決¹⁶⁹

[不 3事件] ①Paris大審裁判所1988年7月7日判決・②Paris控訴院1990年3月22日判決・③破毀院商事部1993年3月3日判決¹⁷⁰

[不 4事件] ①Paris大審裁判所1993年2月23日判決・②Paris控訴院1994年12月16日判決¹⁷¹

[不 5事件] ①Paris大審裁判所1996年1月12日判決・②Paris控訴院1999年1月22日判決¹⁷²

166 法務大臣官房司法法制調査部・前掲(注98)132頁以下。

167 Jean-François BARBIÈRI, Responsabilité du commissaire aux comptes : la gestion du risque judiciaire (revue de la jurisprudence récente), *Bull. Joly Sociétés* 2002, n° 271, spéc., n° 4.

168 TGI Paris, 27 mars 1984, *Juris-Data*: n° 000921; *BCNCC* n° 54-1984, p. 229, note Emmanuel DU PONTAVICE.

169 TGI Paris, 11 mai 1988, *Juris-Data*: n° 041365.

170 TGI Paris, 7 juill. 1988; CA Paris, 22 mars 1990, *Juris-Data*: n° 021865; Cass. com., 3 mars 1993, *BCNCC* n° 93-1994, p. 98, note Philippe MERLE.

171 TGI Paris, 23 févr. 1993; CA Paris, 16 déc. 1994, *BCNCC* n° 96-1994, p. 713, note Philippe MERLE.

172 TGI Paris, 12 janv. 1996; CA Paris, 22 janv. 1999, *Juris-Data*: n° 020123.

[不 6事件] ①Paris大審裁判所1996年6月19日判決・②Paris控訴院2000年4月25日判決¹⁷³

[不 7事件] ①Saint-Brieuc大審裁判所1997年6月17日判決・②Rennes控訴院2000年1月18日判決¹⁷⁴

[不 8事件] ①Tours大審裁判所2000年5月11日判決・②Orléans控訴院2002年3月21日判決¹⁷⁵

[不 9事件] ①Lyon大審裁判所2000年5月24日判決・②Lyon控訴院2002年10月3日判決¹⁷⁶

[不10事件] ①判決 (判決年月日不明)・②Caen控訴院2000年12月12日判決¹⁷⁷

[不11事件] ①判決 (判決年月日不明)・②Paris控訴院2001年3月21日判決¹⁷⁸

[不12事件] ①Lyon大審裁判所2003年3月12日判決・②Lyon控訴院2005

173 TGI Paris, 19 juin 1996; CA Paris, 25 avr. 2000, *Juris-Data*: n° 2000-126243.

174 TGI Saint-Brieuc, 17 juin 1997, *BCNCC* n° 108-1997, p. 523, obs. Philippe MERLE; CA Rennes, 18 janv. 2000, *BCNCC* n° 118-2000, p. 206, note Philippe MERLE.

175 TGI Tours, 11 mai 2000; CA Orléans, 21 mars 2002, *Juris-Data*: n° 2002-176579; *Droit des sociétés* 2002, n° 158, note Dominique VIDAL.

176 TGI Lyon, 24 mai 2000; CA Lyon, 3 oct. 2002, N° de RG: 2000/03862; *Juris-Data*: n° 2002-187705; *JCP E* 2003, 1028, n° 12, obs. Jean-Louis NAVARRO.

177 CA Caen, 12 déc. 2000, *BCNCC* n° 122-2001, p. 299.

178 CA Paris, 21 mars 2001, *BCNCC* n° 122-2001, p. 282, note Philippe MERLE.

年6月23日判決・③破毀院商事部2007年3月20日判決¹⁷⁹

[不13事件] ①Nanterre大審裁判所2003年10月24日判決・②Versailles控訴院2005年2月3日判決・③破毀院商事部2007年5月15日判決¹⁸⁰

[不14事件] ①Guéret大審裁判所2009年10月27日判決・②Limoges控訴院2011年3月1日判決¹⁸¹

[不15事件] ①判決(判決年月日不明)・②Rennes控訴院2010年11月30日判決・③破毀院商事部2012年1月31日判決¹⁸²

[不16事件] ①Roubaix Tourcoing商事裁判所2012年3月29日判決・②Douai控訴院2013年3月14日判決¹⁸³

(続く)

179 TGI Lyon, 12 mars 2003; CA Lyon, 23 juin 2005; Cass. com., 20 mars 2007, n° 05-18.878.

180 TGI Nanterre, 24 oct. 2003; CA Versailles, 3 févr. 2005, *BCNCC* n° 137-2005, p. 97, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2005, n° 189, note Jean-François BARBIÈRI; Cass. com., 15 mai 2007, n° 05-14.283; *Bull. civ.* IV. No. 134; *Juris-Data*: n° 2007-038950; *BCNCC* n° 146-2007, p. 323, note Philippe MERLE; *Bull. Joly Sociétés* 2007, n° 289, note Jean-François BARBIÈRI; *D.* 2007, act. p. 1435, note A. LIENHARD; *Rev. Sociétés* 2007, p. 863, note Thierry GRANIER; *JCP E* 2007. 1908; *JCP E* 2007. 2078, note Yann PACLOT; *JCP E* 2008. 2265, n° 14.

181 TGI Guéret, 27 oct. 2009; CA Limoges, 1^{er} mars 2011, N° de RG: 09/01601; *Juris-Data*: n° 2011-005225.

182 CA Rennes, 30 nov. 2010; Cass. com., 31 janv. 2012, n° 11-12.194; *Juris-Data*: n° 2012-001294.

183 Trib. com. Roubaix Tourcoing, 29 mars 2012; CA Douai, 14 mars 2013, *Juris-Data*: n° 2013-004554.

*本稿は、日本証券業協会客員研究員研究費にもとづく研究成果の一部である。